

令和6年度「適合証明技術者業務講習」オンライン講習・登録案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主催者 共催：一般社団法人岐阜県建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構

受講対象者 建築士事務所に所属する建築士で、既存住宅状況調査技術者資格を有する者
(令和6年12月末までに既存住宅状況調査技術者講習を修了し、令和7年2月末までに修了証を提出いただければ受講可能です)

講習期間 第1期 令和6年10月2日（水）～10月15日（火）
第2期 令和6年11月6日（水）～11月19日（火）

受付期間 令和6年7月8日（月）～8月23日（金）

受付方法 郵送にて受付をいたします

登録料及び
受講料

| 登録期間 | 登録料 | 受講料（円税込） | 合計(税込) |
|------|---------|----------|---------|
| 1年間 | 6,650円 | 15,400円 | 22,050円 |
| 2年間 | 13,300円 | | 28,700円 |
| 3年間 | 19,950円 | | 35,350円 |

●登録有効期間 ※既存住宅状況調査技術者の有効期限により異なります

- ・有効期限が2026年3月31日の方：1年間
- ・有効期限が2027年3月31日の方：2年間
- ・有効期限が2028年3月31日の方：3年間

●テキスト：『適合証明技術者実務手引 令和5年度改訂版』

振込先 銀行 岐阜信用金庫 六条支店

口座番号 普通 0247712

名義 一般社団法人岐阜県建築士事務所協会

※適格請求書発行事業者登録番号 T7200005000043

※手数料につきましてはご負担くださいますようお願いいたします

必要書類

- ① 登録申請書 ※HPよりダウンロードできます
- ② 適合証明業務に関する確認書 (A3用紙) ※HPよりダウンロードできます
- ③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し
- ④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
- ⑤ 2025年4月1日以降有効な既存住宅状況調査技術者修了証明書または資格者証の写し
※ 申請時に2025年4月1日以降有効な資格を有さない場合、資格取得後の上記書類を2025年2月末までにご提出ください。書類を確認できない場合、「適合証明技術者登録証明書」を交付できません
- ⑥ 登録予定建築士の写真1枚 (登録申請書貼付)
無帽、無背景、正面(胸部より上部分)を写したカラーの証明写真(縦3.0cm、横2.4cm)で、6カ月以内に撮影したもの。白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可)
- ⑦ 運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付き資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し
- ⑧ 受講申込書 ※HPよりダウンロードできます
- ⑨ 受講料等の払込証明書の写し
- ⑩ 受講票等の返信用封筒 (94円切手貼付、宛先記載) をご送付ください

送付先

一般社団法人岐阜県建築士事務所協会

住所 〒500-8358 岐阜市六条南2丁目13番2号

電話 058-277-9211 / FAX 058-277-9212

mail gifu-jimukyo@gaaf.or.jp (mail 件名: 適合証明業務の申込について)

※事前に内容のチェックをご希望の方はメール又はFAXにて送信ください

注意事項

- 登録予定建築士本人以外は受講できません。
- 講習を受講しない場合、「適合証明技術者登録証明書」は交付されません。受講を完了しない(理解度確認チェックを提出しない)場合も同様です
- テキスト等は、受講期間開始日の1週間前を目途に、(一社)日本建築士事務所協会連合会(以下、日事連)から勤務先へ資料を送付します
- アカウント情報等は、受講期間開始日の3日前を目途に、日事連から申請いただいたメールアドレスへ送付します
- 「適合証明技術者登録証明書」は、2025年3月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送します
- 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません
- 建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなる予定(3認定時間)です